

# 山梨県公報

第十二百五十六号

平成十四年

一月十日

木曜日

## 目次

### 告示

- 結核予防法に基づく医療機関の指定……………九
- 結核予防法に基づく指定医療機関の廃止……………九
- 予防接種の業務を行う医師……………九
- 予防接種の業務の承諾を撤回した医師……………〇
- 家畜伝染病の発生……………〇
- 収去飼料の試験結果の概要……………〇
- 道路の区域変更……………二
- 道路の供用開始……………二
- 公告……………二
- 指定居宅サービス事業者の指定……………二
- 指定居宅介護支援事業者の指定……………三
- 指定介護老人福祉施設の指定……………四
- 指定介護療養型医療施設の指定……………四
- 指定居宅サービス事業者の廃止……………四
- 指定居宅介護支援事業者の廃止……………五
- 富士川上流地域森林計画の決定……………五
- 富士川中流地域森林計画の変更……………五
- 山梨東部地域森林計画の変更……………五
- 大規模小売店舗の新設に関する届出……………五
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出……………六
- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出……………六
- 建築業の廃止の届出に基づく許可の取消し(九件)……………七
- 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について(三件)……………九
- 開発行為に関する工事の完了について……………〇

### 教育委員会

## 告示

- 山梨県教育委員会会議規則及び山梨県教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則……………二〇
- 山梨県立学校管理規則等の一部を改正する規則……………二二
- 公安委員会……………二二
- 遊技機の型式の検定……………二二

### 山梨県告示第四号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十四年一月十日

山梨県知事 天野 建

名 称	所 在 地
望月医院	東山梨郡勝沼町休息千二百番地一
白根徳洲会病院	中巨摩郡白根町西野二千二百九十四番地二
株式会社山梨薬剤センター	山梨市万力百十番地
コマツ薬局	中巨摩郡榑形町小笠原千五百二十五番地六

### 山梨県告示第五号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により指定した医療機関は次のとおり廃止した。

平成十四年一月十日

山梨県知事 天野 建

名 称	所 在 地
株式会社山梨薬剤センター	山梨市万力百十番地

### 山梨県告示第六号

山梨県下各市町村長が予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第三条第一項の規定により行う麻しんの予防接種については、次の表に掲げる医師が同表に掲げる場所等

で当該業務を行うので、予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成十四年一月十日

山梨県知事 天野 建

医師の氏名	予防接種を行う主たる場所
石原 俊秀	富士吉田市上吉田千五百四十二番地 国民健康保険富士吉田市立病院
大野 理香	富士吉田市上吉田千五百四十二番地 国民健康保険富士吉田市立病院
小鹿 学	富士吉田市上吉田千五百四十二番地 国民健康保険富士吉田市立病院
大芝 玄	中巨摩郡八田村榎原八百六十三番地三十 大芝医院
望月 弘人	東山梨郡勝沼町休息千二百番地一 望月医院
宮澤 敏彦	北巨摩郡双葉町龍地四千七百十番地一 双葉クリニク
野村 浩一	都留市四日市場八番地六 野村眼科内科医院
野村 道子	都留市四日市場八番地六 野村眼科内科医院

**山梨県告示第七号**

山梨県下各市町村長が予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第三条第一項の規定により行う麻しんの予防接種に協力する旨の承諾をした次の医師により、その承諾が撤回された。

平成十四年一月十日

山梨県知事 天野 建

医師の氏名	予防接種を行う主たる場所
大芝 玄五	中巨摩郡八田村榎原八百六十三番地三十 大芝医院
宮澤 敏彦	北巨摩郡双葉町龍地五千五十六番地 双葉クリニク

**山梨県告示第八号**

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。

平成十四年一月十日

山梨県知事 天野 建

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	発生頭数	発生場所	発生年月日	処置
伝染性海綿状脳症	牛	疑似患畜	一	中巨摩郡敷島町	平成十三年十二月二十五日	家畜伝染病予防法第二十条第一項による病性の鑑定の処置

**山梨県告示第九号**

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十一条第六項の規定により、平成十三年八月に検査した収去飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成十四年一月十日

山梨県知事 天野 建

製造事業場所等の名称及び所在地	収去の場所	飼料の名称	製造 (輸入) 年・月	試験結果の概要					備考	
				粗たん白質 (%)	粗脂肪 (%)	粗繊維 (%)	粗灰分 (%)	カルシウム (%)		りん (%)
日本農産工業(株) 横浜工場 神奈川県横浜市	山梨県甲府市国母 飯島産業(株)	ノーサン印子豚育成用 配合飼料 ウイニー子豚H	一三・八	一七・〇	五・八	二・三	四・八	〇・八六	〇・六二	
同	同	ノーサン印肉豚肥育用 配合飼料 ウイニー肉豚M	一三・八	一六・三	四・五	二・二	四・六	〇・八三	〇・五九	
ジエイエイ東海くみあい飼料(株) 知多工場 愛知県知多市	山梨県中巨摩郡八田村下高砂 JA東海くみあい飼料(株) 山梨営業所	肉用牛肥育用配合飼料 ニューベスタビーフ 74EX	一三・八	二二・六	三・五	二・九	四・六	〇・五五	〇・五六	
ジエイエイ東海くみあい飼料(株) 清水工場 静岡県清水市	同	乳用牛飼育用配合飼料 ニューモースターF	一三・八	一六・四	四・五	五・一	五・六	〇・七三	〇・六〇	
同	同	成鶏飼育用配合飼料 黒富士IP17	一三・八	一七・四	五・四	一・五	一三・三	四・一六	〇・六九	
清水港飼料(株) 清水工場 静岡県清水市	山梨県甲府市上小河原町 (有)山興	まるス印子豚育成用 配合飼料 ストレイトU	一三・八	一六・六	四・八	四・二	四・〇	〇・五三	〇・四六	
同	同	肉用牛肥育用配合飼料 上高地	一三・八	一三・五	二・九	三・五	三・六	〇・二七	〇・五二	
伊藤忠飼料(株) 千葉工場 千葉県千葉市	同	種豚飼育用配合飼料 イトーチューマードレー	一三・八	一五・四	四・四	四・三	六・〇	一・〇〇	〇・七五	

注 試験結果の概要は、個別検査項目別に分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があった場合には、備考欄に当該成分の過不足量(絶対量)を示す。

山梨県告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十四年一月三十一日まで一般の縦覧に供する。

平成十四年一月十日

山梨県知事 天野 建

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四一一号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	旧	新		
甲府市横根町字山崎七番の二地先から 甲府市横根町字山崎七番の二地先まで	八・八	八・八	二二・一	四・四

山梨県告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局大月建設部において、この告示の日から平成十四年一月三十一日まで一般の縦覧に供する。

平成十四年一月十日

山梨県知事 天野 建

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	上野原あきる野線	北都留郡上野原町大字桐原字小桐原一〇四六番の四地先から 北都留郡上野原町大字桐原字小桐原一〇二二番の五地先まで	二二〇・〇	平成十四年 一月十日

公 告

指定居宅サービス事業者の指定

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項の規定により、指定居宅サービス事業者として指定した。

平成十四年一月十日

山梨県知事 天野 建

名 称	所 在 地	介護保険事業所番号	サービスの種類	指定年月日
アイリスケア アセント 富士吉田	富士吉田市下 吉田一八三二 番地真田ビル 二階	一九七二二〇〇五八	訪問入浴介護	平成十三年 七月十六日
通所介護施 り ひまわり	東八代郡八代 町北一五四一 番地七	一九七〇五〇〇四一七	通所介護	平成十三年 七月十六日
やさしい手 甲府市 事業所	南巨摩郡鵜沢 町一八一八番 地	一九七〇七〇〇三二二	訪問介護	平成十三年 七月二十三日
東洋医学会 館介護セン ター	甲府市丸の内 三丁目三二番 一五号	一九七〇一〇〇九四五	訪問介護	平成十三年 八月一日
アイリスケ アセント 竜王	中巨摩郡竜王 町篠原一六五 九番地	一九七〇八〇〇五九三	訪問介護	平成十三年 八月一日
アイリスケ アセント 竜王	中巨摩郡竜王 町篠原一六五 九番地	一九七〇八〇〇五九三	訪問入浴介護	平成十三年 八月一日
どんぐりパ ート 所介護事業 通	南巨摩郡増穂 町青柳町四〇 六番地一	一九七〇七〇〇三四八	通所介護	平成十三年 八月一日
医療法人 高原会 高	中巨摩郡甲西 町荊沢二五五 番地	一九一〇八一六四三	短期入所療養介 護	平成十三年 八月一日
グリープホ ーム 甲西	中巨摩郡甲西 町田島一〇〇 五番地	一九五〇八八〇〇四五	痴呆対応型共同 生活介護	平成十三年 八月十七日
有限会社 グットケア 福祉指定 用具貸与	甲府市住吉四 丁目六番二四 号	一九七〇一〇〇九六〇	福祉用具貸与	平成十三年 八月三十一日

医療法人	農業協同組合事務所	クレイン農協	ヘルパーステーション	ヘルパーステーション	有界社	富士	アイリスケ	アイリスケ	生活介護事業所	短期入所生活介護事業所	老人短期入所施設	しもべ荘	老人デイサービスセンター	老人デイサービスセンター	山梨介護サービスセンター	山梨介護サービスセンター	訪問看護ステーション	訪問看護ステーション	ケアサービスセンター	事業所	
中巨摩郡白根	六五番地	北都留郡上野	東八代郡石和	東八代郡石和	甲府市住吉四丁目六番二四号	富士吉田市上吉田一四二七番地	富士吉田市上吉田一四二七番地	富士吉田市上吉田一四二七番地	甲府市横根町五五四番地	甲府市横根町五五四番地	西八代郡下部町常葉七〇五八番地一	西八代郡下部町常葉七〇五八番地一	西八代郡下部町常葉七〇五八番地一	西八代郡下部町常葉七〇五八番地一	東八代郡一宮町小城七四七番地	東八代郡一宮町小城七四七番地	甲府市国母三丁目一番一四号	甲府市国母三丁目一番一四号	都留市法能六六九番地	大月市大月二丁目二番三〇号塩谷ビル	事業所
一九一〇八一一九五七	一九七二五〇〇二二七	一九七〇五〇〇四五八	一九七〇五〇〇四五八	一九七〇五〇〇四五八	一九七〇一〇一〇〇〇〇	一九七二二〇〇〇五八	一九七二二〇〇〇五八	一九七二二〇〇〇五八	一九七〇一〇〇九九四	一九七〇一〇〇九九四	一九七〇六〇〇一八三	一九七〇六〇〇一八三	一九七〇六〇〇一八三	一九七〇六〇〇一八三	一九七〇五〇〇四三三	一九七〇五〇〇四三三	一九七〇一〇〇九八六	一九六一一九〇〇二二	一九七一四〇〇二二〇	一九七一四〇〇二二〇	
通所リハビリテ	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	通所介護	通所介護	通所介護	短期入所生活介護	短期入所生活介護	短期入所生活介護	短期入所生活介護	短期入所生活介護	短期入所生活介護	訪問介護	訪問介護	訪問看護	訪問看護	訪問看護	訪問介護	
平成十三年	平成十三年十二月三日	平成十三年十一月一日	平成十三年十一月一日	平成十三年十一月一日	平成十三年十月十九日	平成十三年十月十五日	平成十三年十月十五日	平成十三年十月十五日	平成十三年十月三日	平成十三年十月三日	平成十三年十月二日	平成十三年十月二日	平成十三年十月二日	平成十三年十月二日	平成十三年十月一日	平成十三年九月二十日	平成十三年九月一日	平成十三年九月一日	平成十三年九月一日	平成十三年九月一日	

徳洲会白根病院	日立家電	株式会社	クレイン農協	農業協同組合事務所
町西野二九四番地二	中巨摩郡竜王町玉川一四四三番地	東八代郡石和町四日市場二〇三一番地	北都留郡上野原町四方津七六五番地	北都留郡上野原町四方津七六五番地
一九七〇八〇〇六二七	一九七〇八〇〇六二七	一九七〇五〇〇四六六	一九七二五〇〇二二七	一九七二五〇〇二二七
福祉用具貸与	福祉用具貸与	福祉用具貸与	福祉用具貸与	福祉用具貸与
平成十三年十二月三日	平成十三年十二月三日	平成十三年十二月三日	平成十三年十二月三日	平成十三年十二月三日

指定居宅介護支援事業者の指定  
 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、指定居宅介護支援事業者として指定した。  
 平成十四年一月十日

山梨県知事 天野 建

名 称	所在地	介護保険事業所番号	サービスの種類	指定年月日
アイリスケ アセント 甲府中央	甲府市中央一丁目二番一 二階 号白十字ビル	一九七〇一〇〇五六四	居宅介護支援	平成十三年七月十六日
やさしい手 甲府 事業所	南巨摩郡鵜沢 町一八八番 地	一九七〇七〇〇三三〇	居宅介護支援	平成十三年七月二十三日
アイリスケ アセント 竜王	中巨摩郡竜王 町篠原一六五 九番地	一九七〇八〇〇五九三	居宅介護支援	平成十三年八月一日
有限会社 さくら 南介護支 センター	南巨摩郡身延 町梅平一三三 〇番地	一九七〇七〇〇三五五	居宅介護支援	平成十三年八月一日

有限会社 グットケア 指定居 宅介護支 援事業所	甲府市住吉四 丁目六番二 四号	一九七〇一〇〇九五二	居宅介護支援	平成十三年 八月二十四 日
ケアワーク ス居宅介護 支援事業所	甲府市国母三 丁目一一番一 四号	一九七〇一〇〇九七八	居宅介護支援	平成十三年 九月二十日
山梨介護サ ービス居宅 介護支 援事業 所	東八代郡一宮 町小城七四七 番地	一九七〇五〇〇四四一	居宅介護支援	平成十三年 十月一日
しもべ荘 居宅介護支 援事業所	西八代郡下部 町常葉七〇五 八番地一	一九七〇六〇〇一八三	居宅介護支援	平成十三年 十月二日
(社)山梨 県看護協会 指定居 宅介護支 援事業 所	西八代郡上九 一色村古閑一 一五八番地	一九七〇六〇〇一九一	居宅介護支援	平成十三年 十二月一日
医療法人 徳洲会白 根徳洲会病 院 ピオ ー	中巨摩郡白根 町西野二二九 四番地二	一九一〇八一一九五七	居宅介護支援	平成十三年 十二月三日

指定介護老人福祉施設の指定  
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十八条第一項第一号の規定により、指  
定介護老人福祉施設として指定した。

平成十四年一月十日

山梨県知事 天 野 建

特別養護老 人ホーム しもべ荘	西八代郡下部 町常葉七〇五 八番地一	一九七〇六〇〇一八三	介護福祉施設サ ービスの種 類	指定年月日 平成十三年 十月二日
特別養護老 人ホーム 五五四番地	甲府市横根町	一九七〇一〇〇九九四	介護福祉施設サ ービス	平成十三年 十月三日

清栄なでし こ荘				
-------------	--	--	--	--

指定介護療養型医療施設の指定  
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十八条第一項第三号の規定により、指  
定介護療養型医療施設として指定した。

平成十四年一月十日

山梨県知事 天 野 建

名 称	所 在 地	介護保険事業所番号	サービスの種類	指定年月日
医療法人 高原会高 原病院	中巨摩郡甲西 町荊沢二五五 番地	一九一〇八一六四三	介護療養施設サ ービス	平成十三年 八月一日

指定居宅サービス事業者の廃止

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定により、指定居宅サービ  
ス事業者から廃止の届出があったので公示する。

平成十四年一月十日

山梨県知事 天 野 建

名 称	所 在 地	介護保険事業所番号	サービスの種類	廃止年月日
アイリスケ アセンタ ー 西高橋	甲府市西高橋 町二九二番地 一〇三	一九七〇一〇〇八〇四	訪問入浴介護	平成十三年 七月三十一 日
アイリスケ アセンタ ー 西高橋	甲府市西高橋 町二九二番地 一〇三	一九七〇一〇〇三三四	訪問介護	平成十三年 七月三十一 日
武川診療所	北巨摩郡武川 村牧原一三七 一番地	一九一〇一〇〇四九二	訪問看護（みな し）	平成十三年 十月三十一 日
東京日立家 電株式会社 東京支店 山梨営業 所	中巨摩郡田富 町流通団地一 丁目八番二号	一九七〇八〇〇四二九	福祉用具貸与	平成十三年 十一月三十 日

医療法人 慶友会 東病院	甲府市城東四 丁目一三番一 五号	一九二〇一三三三	通所リハビリテ ーション	平成十二年 八月三十一 日
医療法人 誠仁会 武井クリニッ ク	都留市法能六 六九	一九二二二〇四四	訪問看護（みな し）	平成十三年 八月三十一 日

指定居宅介護支援事業者の廃止

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条の規定により、指定居宅介護支援事業者から廃止の届出があったので公示する。

平成十四年一月十日

山梨県知事 天 野 建

名 称	所 在 地	介護保険事業所番号	サービスの種類	廃止年月日
アイリスケ アセンター 西高橋	甲府市西高橋 町二九二番地 八イツ西高橋 一〇三	一九七〇一〇〇三三四	居宅介護支援	平成十三年 七月三十一 日
赤坂台病院 居宅介護支 援事業所	中巨摩郡竜王 町竜王新町二 一五〇番地	一九二〇八一〇八七六	居宅介護支援	平成十三年 九月三十日
塩山市	塩山市上於首 一〇四〇番地	一九七〇三〇〇四〇	居宅介護支援	平成十三年 十一月三十 日

富士川上流地域森林計画の決定

森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第五条第一項の規定により、平成十四年四月一日を始期とする富士川上流地域森林計画を縦覧に供した案のとおり決定した。

平成十四年一月十日

山梨県知事 天 野 建

富士川中流地域森林計画の変更

森林法の一部を改正する法律（平成十三年法律第百九号）附則第三条第一項の規定により例によることとされる同法による改正後の森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第五条の規定により、富士川中流地域森林計画を縦覧に供した変更案のとおり変更

した。

平成十四年一月十日

山梨県知事 天 野 建

山梨東部地域森林計画の変更

森林法の一部を改正する法律（平成十三年法律第百九号）附則第三条第一項の規定により例によることとされる同法による改正後の森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第五条の規定により、山梨東部地域森林計画を縦覧に供した変更案のとおり変更した。

平成十四年一月十日

山梨県知事 天 野 建

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十四年五月十日まで縦覧に供する。

平成十四年一月十日

山梨県知事 天 野 建

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所
  - 1 氏名又は名称 株式会社オリエンタル 代表取締役 廣瀬稔
  - 2 住所 山梨県甲府市丸の内二丁目二十一番十九号
- 二 届出の概要
  - 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
    - (一) 名称 ヱイヴイッド ソーナ
    - (二) 所在地 北巨摩郡双葉町竜地字空間三六四九番の一
  - 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	住 所
株式会社大創産業 代表取締役 矢野博文	広島県広島市西条町大字吉行字向一番地 六〇
株式会社オリエンタル 代表取締役 廣瀬稔	山梨県甲府市丸の内二丁目二十一番十九 号
株式会社タックル 代表取締役 岡安孝	茨城県古河市雷電町十一 三三三

- 3 大規模小売店舗の新設をする日  
平成十四年八月二十一日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
二千二百二十四・三六平方メートル
- 三 届出年月日  
平成十三年十二月二十日

大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出  
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十四年五月十日まで縦覧に供する。  
平成十四年一月十日

一 届出者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	住 所
株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛一	山梨県甲府市丸の内二丁目十六番四号

山梨県知事 天 野 建

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 オギノ葎崎ショッピングセンター  
(二)所在地 山梨県葎崎市藤井町南下条二百番地
- 2 変更した事項

変更事項	変更後の氏名又は名称	変更後の住所
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所	株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛一 株式会社すりの寺田 代表取締役 寺田薫 株式会社ディーン 代表取締役 三枝和彦 株式会社シロタ 代表 代田敏雄	山梨県甲府市丸の内一丁目十六番四号 山梨県甲府市青沼一丁目十四番十一号 山梨県東八代郡石和町四日市場千六百五十七番地二 山梨県葎崎市本町一丁目六番三十二号

株式会社ポート 代表取締役 上田昌之	山梨県甲府市山宮町二千八百七十三番地四
有限会社アクトビー 代表取締役 後藤政彦	山梨県甲府市真川二丁目十四番一十七号

- 3 変更の年月日  
平成十三年十二月十四日
- 三 届出年月日  
平成十三年十二月十四日

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出  
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十四年五月十日まで縦覧に供する。  
平成十四年一月十日

一 届出者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	住 所
有限会社野中製材所 代表取締役 野中敏光 株式会社 友香 代表取締役 野中順子	山梨県甲府市丸の内二丁目九番十八号 山梨県甲府市下飯田一丁目六番二十八号

山梨県知事 天 野 建

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 イツモア塩部ショッピングセンター  
(二)所在地 山梨県甲府市塩部一丁目三百八十番地
- 2 変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻	午後九時	午後九時五十分
来客が駐車場を利用するこ	午前十時から午後九時まで	午前十時から午後九時五十分

とができる時間帯

分まで

- 3 変更する年月日  
平成十三年十二月一日
- 届出年月日  
平成十三年十一月三十日

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十四年一月十日

山梨県知事 天 野 建

- 一 処分をした年月日 平成十三年十二月三日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 昭和土地建設株式会社
  - 2 主たる営業所の所在地 中巨摩郡竜王町名取七百三十一番地二
  - 3 代表者の氏名 山中邦雄
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一三）第七五二九号
- 四 処分の内容 土木工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十三年十一月十九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十四年一月十日

山梨県知事 天 野 建

- 一 処分をした年月日 平成十三年十二月十日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 有限会社エム工業

- 2 主たる営業所の所在地 富士吉田市上吉田三千六百三十七番地三
- 3 代表者の氏名 中山俊成
- 3 許可番号 山梨県知事許可（般 一〇）第七九二二号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十三年十二月五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十四年一月十日

山梨県知事 天 野 建

- 一 処分をした年月日 平成十三年十二月十五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 有限会社地場工務所
  - 2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡中富町大塩千五百九十一番地
  - 3 代表者の氏名 地場周作
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 八）第一三二号
- 四 処分の内容 土木工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十三年十二月十四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十四年一月十日

山梨県知事 天 野 建

- 一 処分をした年月日 平成十三年十二月十七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 横森電気工事
  - 2 主たる営業所の所在地 韮崎市清哲町折居六百七十九番地三
  - 3 代表者の氏名 横森金藏
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 八）第四五三九号

- 四 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十三年十二月十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し  
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
 平成十四年一月十日

- 山梨県知事 天 野 建
- 一 処分をした年月日 平成十三年十二月十七日
  - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
    - 1 商号 日昇ハウス工業株式会社
    - 2 主たる営業所の所在地 中巨摩郡竜王町西八幡三千四百九番地五
    - 3 代表者の氏名 白水美年子
  - 三 許可番号 山梨県知事許可（般 八）第六一六一二号
  - 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 五 処分の原因となった事実 平成十三年十二月十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し  
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
 平成十四年一月十日

- 山梨県知事 天 野 建
- 一 処分をした年月日 平成十三年十二月二十五日
  - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
    - 1 商号 有限会社平林硝子店
    - 2 主たる営業所の所在地 甲府市中央四丁目三番十四号
    - 3 代表者の氏名 平林忠夫
  - 三 許可番号 山梨県知事許可（般 九）第三四三六号
  - 四 処分の内容 ガラス工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 五 処分の原因となった事実 平成十三年十二月十九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し  
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
 平成十四年一月十日

- 山梨県知事 天 野 建
- 一 処分をした年月日 平成十三年十二月二十五日
  - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
    - 1 商号 株式会社杉山工務所
    - 2 主たる営業所の所在地 中巨摩郡白根町曲輪田新田六百三
    - 3 代表者の氏名 太田美津子
  - 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一一）第五二九〇号
  - 四 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 五 処分の原因となった事実 平成十三年十二月十九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し  
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
 平成十四年一月十日

- 山梨県知事 天 野 建
- 一 処分をした年月日 平成十三年十二月二十五日
  - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
    - 1 商号 田中建設株式会社
    - 2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡中富町手打沢千十三番地一
    - 3 代表者の氏名 田中直作
  - 三 許可番号 山梨県知事許可（般 九）第六二二〇号
  - 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 五 処分の原因となった事実 平成十三年十二月十八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し  
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。





第一号様式（第二条関係）

傍 聴 受 付 簿 （平成 年 月 日開催）

教育委員会会議定例会・臨時会

番号	氏 名	住 所

第二号様式（第二条関係）

（表）

第 号

年 月 日（当日限り有効）

山梨県教育委員会会議傍聴券

※お帰りの際は、この傍聴券を受付に返納してください。

山梨県教育委員会

（裏）

■ 傍聴人の守るべき事項 ■

- みだりに傍聴席を離れないこと。
- 私語、談話又は拍手等をしないこと。
- 議事に批判を加え、又は賛否を表明しないこと。
- 飲食又は喫煙をしないこと。
- 帽子、外套、襟巻の類をつけないこと。
- そのほか、会議の妨害となるような挙動をしないこと。

この規則は、平成十四年一月十一日から施行する。

山梨県教育委員会規則第二号

山梨県立学校管理規則等の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成十四年一月十日

山梨県教育委員会

委員長 花輪 定徳

山梨県立学校管理規則等の一部を改正する規則

(山梨県立学校管理規則の一部改正)

第一条 山梨県立学校管理規則(昭和三十六年山梨県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「日曜日」の下に「及び土曜日」を加え、同項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同項第七号中「七月一日」を「七月十日」に改め、同号を同項第六号とし、同項第八号中「一月三十一日」を「一月二十日」に改め、同号を同項第七号とし、同項第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、同条第二項中「第六号から第十号」を「第五号から第九号」に、「七十五日」を「七十日」に改め、同条第四項中「第十号」を「第九号」に改める。

第十一条中「その教材を添えて」を削る。

第十三条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第十二号中「寮母」を「寄宿舎指導員」に、「養育」を「日常生活上の世話及び生活指導」に改め、同条第十六号中「主任寮母」を「主任寄宿舎指導員」に、「寮母」を「寄宿舎指導員」に改める。

(山梨県立高等学校学則の一部改正)

第二条 山梨県立高等学校学則(昭和三十六年山梨県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「日曜日」の下に「及び土曜日」を加え、同項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同項第七号中「七月一日」を「七月十日」に改め、同号を同項第六号とし、同項第八号中「一月三十一日」を「一月二十日」に改め、同号を同項第七号とし、同項第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、同条第二項中「第六号から第十号」を「第五号から第九号」に、「七十五日」を「七十日」に改める。

第六条中「三十二単位時間」を「三十単位時間」に改める。  
第十一条第二項中「八十単位」を「七十四単位」に改める。

(山梨県立盲学校・ろう学校・養護学校学則の一部改正)  
第三条 山梨県立盲・ろう学校・養護学校学則(昭和五十三年山梨県教育委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「日曜日」の下に「及び土曜日」を加え、同項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同項第七号中「七月一日」を「七月十日」に改め、同号を同項第六号とし、同項第八号中「一月三十一日」を「一月二十日」に改め、同号を同項第七号とし、同項第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、同条第二項中「第六号から第十号」を「第五号から第九号」に改め、「七十五日」を「七十日」に改める。

第八条第一項中「三十二単位時間」を「三十単位時間」に、「千二百二十単位時間」を「千五十単位時間」に改め、同条第二項中「八十単位」を「七十四単位」に改める。

附則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

公安委員会

遊技機の型式の検定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十三号)第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めため、同規則第九条第一項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十七年一月九日までとする。

平成十四年一月十日

山梨県公安委員会

委員長 古屋 忠彦

申請者氏名又は名称及び住所	型式の概要	型式	製造者又は輸入者名	検定番号
株式会社バイオニア 代表取締役 野口三次 大阪府東大阪市長田中一丁目四番六号	遊技機の種類及び区分	型式名	製造者名	
	回胴式遊技機 規則第六条第五号(別表第一)	パンブク	株式会社バイオニア	一四〇〇五八



発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 ㈱サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番